

令和5年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県南会場

科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 児童クラブの運営に関する法令等について、その要点をテキストを通して学ぶことができました。支援員はそれらについて正しく理解し、いつでも立ち返って確認できるようにしておくことが大切であると思いました。児童の権利、災害や感染症等に対する危機管理にもどのように対応していくのか、また、苦情への対応や人権擁護、虐待防止のための措置など、保護者に対しても説明責任を果たせるように、根拠を持って明確に示しておくことが必要だと思いました。
- ◆ 基本的に運営管理は自分とあまり関わりがないものと思っていましたが、職員が利用者に関することや職場環境について興味を持ち、運営指針でどう定められているのかを知ることが大切だと思いました。運営は上（管理者等）がやるものと思わずに、どうしたら運営指針に則った運営となるのかを少しでも考えながら、また、自分の事業所が指針に則した運営をしているのかを見る目を持てるようになっていきたいと思います。
- ◆ 子どもの最善の利益を保護し、子どもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場となること、個人情報の取り扱いに十分気を配ることが私たちの役割であるということを確認できました。苦情解決の対応では、問題になっていることを把握すること、相手の心理を理解し、不快にさせたことをお詫びし解決に努め信頼関係を築くようにしたいです。労働環境を整え、コミュニケーションをとり、笑顔で働きやすい職場となるようにしていきたいです。
- ◆ 放課後児童クラブを利用する子どもの数だけ家庭環境があり、その時々々の要望があります。常に保護者や子どもの思いや立場、事情を最優先に考えなければならないと同時に情報を共有し、どんなことでも守秘義務の厳守を忘れてはならないと思いました。生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利という子どもの権利の4つの柱を常に心に留め、一人一人に寄り添い、一緒に考えていける支援員でありたいと思います。
- ◆ 法律・法令・管理規則・運営指針に順次運営すること、条例は市町村で違いがある場合があるので把握し運営していくことを知りました。運営管理に当たって、虐待防止や秘密を厳守することが大切だと分かりました。また、苦情の解決として「原因・事実確認」、「心情の理解」、「代替案・解決策」、「お詫び・感謝」の順で建設的に対応していきたいと思います。ディスカッションでは他の職員との対話でお互いの環境を知れ、共感・比較ができ、とても参考になりました。